

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月3日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級
(略)			(略)		
村上新発田 学区	村上市 胎内市 新発田市 北 蒲原郡聖籠町 岩船郡関川村 粟島浦村	(略) 新潟県立新発田竹 俣特別支援学校 新潟県立新発田竹 俣特別支援学校い じみの分校	村上学区	村上市 胎内市 岩船郡関川村 粟島浦村	(略)
新潟学区	新潟市 西蒲原 郡弥彦村	(略) 新潟県立新潟豊学 校知的障害普通学 級	新潟学区	新潟市 新発田 市 北蒲原郡聖 籠町 西蒲原郡 弥彦村	(略) 新潟県立村上特別 支援学校いじみの 分校 新潟県立新潟豊学 校知的障害普通学 級
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。